

横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付要綱

制定 令和6年6月26日ここ第1082号（局長決裁）

改正 令和8年6月10日ここ第631号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、ひとり親家庭に対し、大学等及び模擬試験を受験する際の受験料の一部を補助する横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金（以下「補助金」という。）の交付について、ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱（平成28年4月1日雇児発0401第31号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日規則第139号、以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本要綱において、「大学等」とは、大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）をいう。

2 本要綱において、「模擬試験」とは、中学生・高校生等の受験に向けた模擬試験のことをいう。

3 本要綱において、ひとり親家庭とは、児童扶養手当を受給する世帯をいう。また、ひとり親家庭の親とは、児童扶養手当を受給し、20歳未満の児童を扶養している者をいう。

（対象者）

第3条 本要綱における補助金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1） 大学等及び模擬試験受験料補助における子の年齢は20歳未満であること
- （2） 受験料支払い時点で、大学等及び模擬試験を受験した子を対象児童として、児童扶養手当を受給している者（一部支給停止を含む）
- （3） 受験料支払い時及び補助金申請時に横浜市内に居住している者

（対象経費及び補助額）

第4条 本要綱における対象経費及び補助の額は、大学等及び模擬試験を受験する際に受験料として、当該年度の4月1日から3月15日までに支払った経費とする。入学金、交通費、手数料等は対象外とする。

2 補助の額は、前項に定める経費のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、負担した範囲において、次に掲げる金額を上限として交付する。

(1) 大学等を受験する際の受験料として支払った費用、子1人あたり53,000円

(2) 大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料として支払った費用、子1人あたり8,000円

(3) 中学3年生が進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として支払った費用、子1人あたり6,000円

3 前1項並びに2項及び前3条の規定にかかわらず次のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

(1) 補助金の交付を受けようとする対象の支払いについて、すでに上限額まで補助金の決定を受けた者

(2) 同一年度内において、同一の受験料について、本要領に基づき補助を受けている者、もしくは、他の自治体等より本要領と同趣旨の助成金等を受給している者

（交付の申請及び実績報告）

第5条 補助金規則第5条第1項の規定する市長が定める期日は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 申請者は、横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付申請書兼実績報告書（第1-1号様式又は第1-2号様式）に第3項の各号に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。（上限額に達するまで複数回に分けての申請可）

3 第1-1号様式又は第1-2号様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、申請者の同意を得て公簿等によって確認することができる場合は、第1号及び第2号の添付書類を省略することができる。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 児童扶養手当証書の写し

(3) 大学等又は模擬試験の受験料の支払いを証明する書類（受験校名又は模擬試験の名称、受験料の額、受験者名（または支払者名）及び領収日が明記されたもの）

(4) その他、市長が必要と認めるもの

4 補助金規則第5条第2項に掲げる書類のうち、同項第1号から第4号の書類の提出は省略するものとする。

5 補助金規則第14条第1項に掲げる書類のうち、同項第3号から第5号の書類の提出は省略するものとする。

（横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」を利用した交付の申請及び実績報告）

第5条の2 市長は申請者が横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付申請書兼実績報告書（第1－1号様式又は第1－2号様式）に代えて横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」（以下「パマトコ」という。）を利用した方法による申請及び実績報告を行わせることができる。

2 第1項のパマトコを使用する方法により行われた申請及び実績報告は、当該申請及び実績報告を受ける市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市に到達したものとみなす。

（支給決定及び額の確定）

第6条 市長は、第5条第2項の規定により提出された申請書を受理したときは、申請書その他書類を審査し、速やかに、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付決定及び額確定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 当該補助金は予算の範囲内で決定するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条第1項の規定により交付が決定される前の期間において、横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付申請取下げ書（第4号様式）により申請の取下げを行うことができる。

(請求)

第8条 第6条第1項の規定による交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 請求は、交付を決定した日から起算して、30日以内に行うものとする。

3 前項の規定について、災害その他、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りではない。

第8条の2 市長は申請者が横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付請求書（第5号様式）に代えて「パマトコ」を利用した方法による請求を行わせることができる。

2 第1項のパマトコを使用する方法により行われた請求は、当該請求を受ける市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市に到達したものとみなす。

(交付の時期等)

第9条 市長は、第8条第1項の規定により提出された請求を受けたときは、請求書を受理した日から起算して40日以内に請求書に記載された口座に補助金を振り込むものとする。

(辞退申請)

第10条 第6条第2項の規定による通知を受けた者で、交付を辞退する場合はすみやかに横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金辞退申請書（第6号様式）により、辞退を申請しなければならない。

- 2 第6条第2項の規定による通知を受けた者で、補助金を振り込まれた後に辞退をする場合は、前項の申請ののちに、すでに交付を受けた補助金については返還するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、申請内容に虚偽があるなど、不正な手段をもって交付決定を受けたものに対し、決定の全部又は一部を取り消すことができる。その場合は横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金支給取消し決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は前項の規定による通知をしたものに対し、すでに交付した補助金がある場合は、取り消した額の範囲において、返還を求めるものとする。

(暴力団排除に関する取扱い)

第12条 次の各号に該当する者は、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団
- (2) 同条例同条第4号の暴力団員等
- (3) 同条例同条第5号の暴力団経営支配法人等
- (4) 同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有する者

- 2 市長は、必要に応じ申請者又は第6条第1項の交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部に対して確認を行うことができる。

- 3 市長は、交付の決定を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付の決定又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別にこども青少年局長が定める。

附則

この要綱は令和6年6月26日から施行する。

附則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

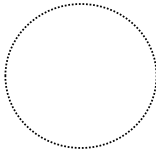
附則

この要綱は令和7年7月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は令和8年6月10日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金
交付申請書兼実績報告書



(宛先) 横浜市長

横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付要綱を遵守し、下記の【誓約・同意事項】に誓約・同意します。
また、関係書類を添えて実績報告します。

			記入日 令和 年 月 日	
申請者	フリガナ		電話	※連絡が取りやすい番号を記入 - -
	氏名			
	住所	〒 横浜市 区		昭和 平成

児童	フリガナ		申請者との続柄	電話	※申請者に連絡が取れない時に使用します - -
	氏名				
	住所	☐ 申請者と同じ(異なる場合は記入してください。) 横浜市 区			生年月日 平成 年 月 日

※受験料支払い時点で、大学等又は模擬試験を受験した子を対象児童として、児童扶養手当を受給していること。

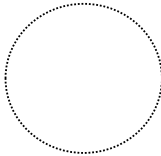
補助金対象経費	交付申請額	
☐ 大学等受験料 (上限53,000円)	金 円	(注1)大学等を受験する際及び、大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料として支払った経費とします。 (入学金、交通費、手数料(振込・収納サービス)等は含みません。) (注2)可否に関わらず、申請できます。 (注3)大学等受験料と、模擬試験受験料両方を申請する場合は、原則一度でご申請ください。
☐ 模擬試験受験料 (大学等:上限8,000円)	金 円	
合計	金 円	

【誓約・同意事項】すべての項目に誓約・同意の上申請します。	注)すべてのチェック欄(□)に✓を入れてください。 ☑がないと支給できません。
☐ 横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金(以下「本補助金」という。)の支給要件に該当します。	
☐ 本補助金の支給要件の該当性等を審査等するため、横浜市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。	
☐ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。	
☐ この申請書は、本補助金が申請書の添付書類に基づき、交付申請額のとおりに行われたことを報告する実績報告書として取り扱います。	
☐ 今回提出する大学等及び模擬試験の受験料支払いを証明する書類の写しは、申請日の属する年度の4月1日から翌年3月15日までに受験料を支払ったものであることに相違ありません。	
☐ 本補助金支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、本補助金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本補助金を返還します。	
☐ 同一の子および同一の受験料を対象として、他自治体を含め、ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱(平成28年4月1日雇児発0401第31号)で実施する本要綱と同様の内容の補助金を申請もしくは交付されていません。(受給していた場合には、本補助金を返還します)。	

【添付書類チェックリスト】すべての書類が必要です。(全てコピーしたものをご提出ください)	
☐ 大学等及び模擬試験受験料支払を証明する書類(写)	※以下のすべてが確認できる書類の写しをすべてご提出ください。 受験校名又は模擬試験の名称、受験者名(もしくは支払者名) 領収日が明記された領収書、振込の控え、オンライン振込画面のコピー等 受験料額が確認できる書類(申込要綱、受験料が表記されているホームページの写し) (例:領収書、受験料が記載されている大学HPの写し、受験票等)
☐ 受験料の金額がわかる書類の写し(HP,申込要綱等)	
☐ 申請者の本人確認書類の写し	
☐ (マイナンバーカード(おもて面のみ)、運転免許証(両面)、健康保険証(両面)もしくは準ずる書類 等)	

連絡用メールアドレス	
事務局 使用欄	

横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金
交付申請書兼実績報告書



(宛先) 横浜市長

横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成 17年11月30日横浜市規則第139号)及び横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付要綱を遵守し、下記の【誓約・同意事項】に誓約・同意します。
また、関係書類を添えて実績報告します。

				記入日	令和	年	月	日
申請者	フリガナ			電話	※連絡が取りやすい番号を記入			
	氏名				- -			
	住所	〒			生年月日			
		横浜市	区	昭和	年 月 日			
				平成	年 月 日			

児童	フリガナ			申請者との続柄	電話	※申請者に連絡が取れない時に使用します			
	氏名					- -			
	住所	☐ 申請者と同じ(異なる場合は記入してください。)			生年月日				
		横浜市	区		平成	年 月 日			

※模擬試験受験料支払い時点で、模擬試験を受験した子を対象児童として、児童扶養手当を受給していること。

補助金対象経費	交付申請額	
☐ 模擬試験受験料 (中学3年生:上限6,000円)	金 円	(注1)中学3年生が進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として支払った経費とします。 (入学金、入試受験料、交通費、手数料(振込・収納サービス)等は含みません。) (注2)実際の入学試験の受験に関わらず、申請できます。

【誓約・同意事項】すべての項目に誓約・同意の上申請します。

注)すべてのチェック欄(□)に✓を入れてください。
□がないと支給できません。

☐ 横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金(以下「本補助金」という。)の支給要件に該当します。

☐ 本補助金の支給要件の該当性等を審査するため、横浜市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。

☐ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

☐ この申請書は、本補助金が申請書の添付書類に基づき、交付申請額のとおりに行われたことを報告する実績報告書として取り扱います。

☐ 今回提出する模擬試験の受験料支払いを証明する書類の写しは、申請日の属する年度の4月1日から翌年3月15日までに受験料を支払ったものであることに相違ありません。

☐ 本補助金支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、本補助金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本補助金を返還します。

☐ 同一のお子および同一の受験料を対象として、他自治体を含め、ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱(平成28年4月1日雇児発0401第31号)で実施する本要綱と同様の内容の補助金を申請もしくは交付されていません。(受給していた場合には、本補助金を返還します)。

【添付書類チェックリスト】すべての書類が必要です。(全てコピーしたものをご提出ください)

☐ 模擬試験受験料支払を証明する書類(写)

☐ 受験料の金額がわかる書類の写し(HP,申込要綱等)

☐ 申請者の本人確認書類の写し
(マイナンバーカード(おもて面のみ)、運転免許証(両面)、健康保険証(両面)もしくは準ずる書類 等)

※以下のすべてが確認できる書類の写しをすべてご提出ください。
受験校名又は模擬試験の名称、受験者名(もしくは支払者名)
領収日が明記された領収書、振込の控え、オンライン振込画面のコピー等
受験料額が確認できる書類(申込要綱、受験料が表記されているホームページの写し)
(例:領収書、受験料が記載されている大学HPの写し、受験票等)

連絡用メールアドレス	
------------	--

事務局 使用欄	
------------	--

第2号様式（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

横 浜 市 長
(公印省略)

横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付決定及び額確定通知書

令和 年 月 日に申請のありました横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付申請書兼実績報告書に基づき審査したところ、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

- 1 補助金交付決定・確定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) この補助金の使途については、必要に応じ報告を求め検査することがあります。
 - (2) 横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付要綱第7条の取下げを行うときは、速やかに横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付申請取下げ書を提出してください。
- 3 請求書提出期限
交付を決定した日から起算して30日以内
- 4 支払時期
請求書を本市で受理した日から起算して40日以内
- 5 申請内容に虚偽があるなど、不正な手段をもって交付決定を受けた場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。
- 6 今後の手続きについて
請求のお手続きが必要になります。
パマトコから申請した方は、下記二次元コードから請求してください。
紙で申請した方は同封の請求書を提出してください。
(紙で申請した方もパマトコ登録後は下記から請求できます。)

【問い合わせ先】

第3号様式（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

横 浜 市 長
(公印省略)

横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました、横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験
受験料補助金交付申請書兼実績報告書に基づき審査したところ、不交付とすることを決定
しましたので通知します。

不交付の理由

対象児童氏名

受付番号

【問い合わせ先】

第4号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

（宛先）横浜市長

（申請者）〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付申請取下げ書

令和 年 月 日に申請及び実績報告しました、横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付申請書兼実績報告書について、以下の理由により、取下げます。

1 取下げ理由

_____ のため

2 取下げ内容

補助申請額全額 ・ その他（ _____ ）

第5号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

(宛先) 横浜市長

(申請者) 〒

住 所_____

氏 名_____

電話_____

横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金交付請求書

令和 年 月 日 ここ第 号により決定通知のありました横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金を次のとおり請求します。

請求額 円

上記請求に係る補助金は、下記の口座に振込みをしてください。

希望する 金融機関	金融機関名				支店名				
	口座番号	普通							
	フリガナ								
	名義人								

第 6 号様式（第 10 条関係）

令和 年 月 日

（宛先）横浜市長

（申請者）〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金辞退申請書

令和 年 月 日 ここ第 号により決定通知のありました横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金について、以下の理由により、辞退します。

1 辞退理由

_____ のため

2 辞退内容

交付決定額全額 ・ その他
（ ）

第7号様式（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

横 浜 市 長 印

横浜市ひとり親家庭大学等及び模擬試験受験料補助金取消し決定通知書

令和 年 月 日 ここ第 号で交付決定した横浜市ひとり親家庭大学等
及び模擬試験受験料補助金について、以下の事由により決定を取消します。

1 取消し理由

すでに、交付した補助金がある場合は、取り消した額の範囲において、補助金の全部又は一部を返還していただきます。返還方法については、別途ご案内します。

【問い合わせ先】